

秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会

第 1 1 回秋田市都市緑化推進専門部会

議 事 要 旨

日 時 : 平成 1 9 年 9 月 2 8 日 (金)
午前 9 時 3 0 分 ~ 午後 0 時 1 0 分

場 所 : 秋田市研修棟第二研修室

第11回秋田市都市緑化推進専門部会における主な意見等

・秋田市緑の基本計画 現況および評価編（草案）について - 資料1

説明 事務局

- E 委員：計画課題の整理には5項目が挙げられており、これをみるとレクリエーション機能は入っているが、森林浴など、健康に関する項目は入っていない。緑を健康のために活用するという視点は考えていないのか。
- 事務局：現在のところ、森林浴や川の癒し効果といった面は捉えていないので、精神的充足機能の中で、癒しの効果などについて取り上げたい。
- C 委員：項目的なことだが、なぜ緑を学ぶのかという環境教育的機能に関して追加した方がよいのではないかと。先ほどの健康の問題も含めて、精神的充足機能の部分を充実させた方がよい。精神的充足機能という名前がいいのかということも含めて検討してもらいたい。
- 事務局：森林の癒しの効果という視点、環境教育的な視点、緑とふれあうことによる絆・コミュニティが新しく形成されるという視点を含めて精神的充足機能について充実した記述を検討したい。
- G 委員：千葉大学に、「環境健康都市園芸フィールド科学教育研究センター」という施設がある。この施設は、園芸学、医学、薬学、看護学、教育学といったことを研究する施設となっている。我々の生活において、緑をはじめとする環境が重要視されてきていることを背景に開設されたと聞いている。学校教育においても、環境教育が進んでいけば、市民の活動など様々な面で発展性が出てくるのではないかと。
- C 委員：評価の記載についてだが、どういう状況で、どんな取り組みをして、その結果どうなったのか、というような記載をしなければ評価にならないのではないかと。また、評価と計画課題とのつながりが弱く感じるので改善できないか。
- 事務局：評価については、市町合併によってエリアが変わったということがあり、現状把握といった点を再度捉え直したということがある。前段で評価の考え方を整理した上で、必要に応じて加筆していきたい。
- E 委員：課題1のまもるみどりの中に、耕作放棄地の買い取り等といった記述があるが、どのような意味で書いているのか。
- 事務局：都市近郊の田園ということで、景観形成機能に位置づけている。全ての耕作放棄地ではなく、景観保全上必要な箇所を考えている。
- B 委員：秋田市においては、既に市民農園等が整備され、利用されていると思うが、実際に行われていることも含めて文章を書いたほうが良いと思う。
- 事務局：これは現況編であり、ここでは課題として整理している。計画編では、

現在行われている施策、今後やるべき方向などを合致させて書いているので、そちらのほうで、再度説明したい。

部 会 長：例えば秋田市を代表する自然環境として、追加すべきところはないのか。例えば大森山や護国神社の一带は入らないのかと思ったが。委員の皆さんも、何か追加するべきことがあれば、事務局にメール等にて提案していただきたい。

・秋田市緑の基本計画 計画編（草案）について - 資料 2 - 1

・緑の基本計画 法制度検討資料について - 資料 2 - 2

説明 事務局

部 会 長：目標設定のところ、秋田市では緑地率を30%にするという方針はどうか。

事 務 局：国の方針としては、小委員会の報告にとどまるが、公的緑地率を30%にするという方針を掲げている。秋田市の場合、公的な緑地の整備が全て終了した場合、約26%まで緑地率が増加する。しかし、市民協働としても緑化を進めていきたいという市の考えがあるため、緑地率30%を目標に掲げたものである。

D 委 員：水と緑のネットワークづくりのところ、河川緑地や河川沿いの歩道の整備というのが挙げられ、雄物川等とある。東京では多摩川などの広大な河川緑地があるが、将来的には秋田市もあのような広大な河川緑地を整備することを考えているのか。

事 務 局：河川については、国、県の管理部分があり、市が実際に整備していくというよりは、国や県に働きかけるという方針で考えている。

C 委 員：公的緑地のなかで、公共施設緑地とか地域性緑地というのがあるが、秋田市では、具体的にはどのようなことを指すのか。

事 務 局：学校など公共施設における緑地の部分を公共施設緑地という。地域性緑地については、法制度によって指定されている緑地になる。具体的には、風致地区である金照寺山などがあり、場合によっては私有地も含まれる。

A 委 員：みんなでそだてるみどりのところで、市民、事業者という言葉があるが、具体的にどのような市民、事業者を想定しているのか。中心市街地と周辺部では、同じ市民、事業者でも違うのではないのか。

事 務 局：市民と事業者の対象について、行う活動は違って、様々な制度の対象は全ての市民と事業者として考えている。

行政としては、市街地及び周辺部にかぎらず、様々な法制度の申請を受け付ける窓口をもっている、ツールは用意してあるという状況であ

る。市民や事業者の方々が自分の土地を使うなどして、地域貢献したいと考えれば、利用できるというのが今の状況である。

部 会 長：ほかに加えるもの必要のないものなど何かあるか。なければ次に進むが、気がついた点があったら、このあとでもお願いしたい。

- ・緑のまちづくり活動支援基金（仮称）の創設について - 資料3 - 1
- ・緑のまちづくり活動支援基金（仮称）説明資料について - 資料3 - 2

説明 事務局

D 委 員：明日から国体が始まるが、秋田市市民憲章推進協議会では国体局から420ほどプランターの花苗をいただき、ボランティアを募集して花苗を植え、国体が終わるまで維持管理を行うという活動をしている。これにかかる費用は全て市が負担してくれている。また、毎年花壇コンクールをやっており、花苗も市の花苗交付事業により無料配布をしてもらって活動している。この基金制度が創設されることには賛成だが、このような活動についても全て基金制度を通して申請しなければならないのか。また、花のあるまちづくり協力員制度と、これを廃止するとあるが、どのようなことか。

事 務 局：花のあるまちづくり協力員制度というのは、ボランティアを募り、千秋公園や八橋運動公園の花壇に植栽をしていただくという制度である。この協力員制度と花苗交付事業については、基金に引き継ぐ制度であるが、今後は従来のやり方とは大きく変化する。ただし、これらの事業については要望の多い事業であるため、経過措置を設けることを考えている。

事 務 局：具体的には、花苗については、平成20年度の春苗の交付までは、経過措置として従来型の交付形式をとり、その後は全面的に基金に移行する。協力員制度については、今年度4公園を対象に行っているものを、平成20年度は2公園に縮小させ、平成21年度からは廃止を考えている。

部 会 長：ほかに加えるもの必要のないものなど何かありますか。なければ5分休憩後に再開する。

- ・保存樹及び保存樹林の指定等に関する制度の課題と今後の方向性について - 資料4

説明 事務局

H 委 員：指定解除の審査はやっているが、最近では指定の申請は無いのか。

事務局：そのとおりである。

C 委員：解除のことだが、周辺住民からの解除申請を受け付けるということを考えているのか。

事務局：一つの考え方として、申請は受けて所有者の意見を聞いてどうするかという議論になるかと思うが、倒れたときの危険という実被害の部分で周辺住民も対象としてはどうかと考えている。

C 委員：周辺の人からの申請を受け付けはじめると、大変になるのではないか。

H 委員：指定解除を促進させるような懸念がある。

部会長：周辺の人からの申請を受け付けることで、住民の間でトラブルが発生する原因にならないか。

C 委員：制度的に所有権を持たない人が申請するということが可能なのか。

事務局：可能である。保存樹は、自分の土地以外にも枝が張っているものがみられる。枝が落下する危険、樹液や落ち葉が屋根、雨樋に落ちて困るという苦情もみられる。

C 委員：保存樹は所有者が管理するという決まりがあるが、これを周辺からの申請を市が受け付けるということは、市が保存樹を管理するということに認めることになるが、それではかまわないのか。

事務局：所有者や周辺住民から保存樹が危ないという報告があつて、これを放置して事故があつた場合は、指定した側にも責任がでてくる。

C 委員：危ないという報告があつた場合に、市としてはどのような対応を考えているのか。すぐ解除には結びつかないと思うが。

事務局：そのとおりで、すぐに解除には結びつかない。枝処理だけですむ場合は、話し合いのもとに、市長の判断で処置するようにしている。

C 委員：2,000本ある保存樹に対してしっかりとやりきれぬのか。周辺住民からの解除申請を受けることにして、その度に審議会を開くとなれば、常設の審議会が必要になるのではないか。

H 委員：枝を払う程度であれば、指定されている、されていないというのは関係ないのではないか。おそらく解除申請は、伐採を前提したものではないか。

事務局：枝が腐って危険だという理由での解除申請であれば、市が処置をして、解除申請をとりさげる。そうではなく、根本的に伐採したいという要望であれば、審議会の判断を仰ぐことになる。

C 委員：周辺の方からの苦情を受け付けてはいけないというわけではないが、所有者と周辺の人との話し合いがあつて、所有者が解除申請を行うというのが普通のかたちだと思う。

事務局：隣接しているということで、感情的になりやすいので、周辺の人には所有者に話しに行かず、市に相談にくる。

B 委員：それが問題になるのではないか。周辺の話は所有者が受けて申請する

のならわかるが、周辺の苦情を市が受けて審議会に諮るというのはおかしい。

事務局：今の条例のなかでは、所有者でなければ申請できないということは記載されていない。約2,000本という多い数を維持管理していくなかで、あまりにも周辺からの苦情が多いという背景があり、解除申請についても、周辺からの意見を聞きながらということで検討したいと考えている。

部長：その言葉ならよいが、資料では申請者が「住民など」という記述になっている。ということは、周辺の住民もできるということになる。所有者と十分協議したあとならばよいが、周辺の住民が独断で申請するのを認めるのはおかしいというのが、委員の皆さんの意見である。

C委員：例えば指定・解除問わず、周辺の方から申請があっても、所有者が同意しないのに、審議会としてそれを認めることができない。

事務局：このような話の背景には、都市緑化の推進に関する条例に、指定解除について、申請者の要件が明確に書かれていないということがある。所有者から意見を聞く、審議会から意見を聞くという2点だけが書かれている状況である。条例を読んだだけでは、周辺の住民が申請できると解釈できる。所有者からの申請でなければおかしいという結論であれば、それを条例に明文化することを検討していきたい。市としては、どこまでも周辺からの申請を受け付けるという考えではない。

B委員：周辺住民からの申請を受け付けるということをも認めた場合、逆に問題が大きくなるのではないかと思う。

事務局：今回頂いた意見を踏まえ、条例、要綱に関する改善案的なものを次回提示するので、検討いただきたい。

E委員：最近の指定の数の傾向はどうなっているか。

事務局：最近では指定申請はない。

事務局：最後に指定したのは平成12年11月27日である。

C委員：2,000本ある保存樹に対して、市でどこまで手を加えるのかという本質的な部分を検討する必要がある。保存樹の制度というのは、非常に緩やかな制度であると思う。秋田市を代表する本当に大事な樹木は、もっと本数を少なくして、行政で管理を行っていくような制度、補助金を出すとかが、そういった制度を持たないといけないのではないか。今の保存樹を全て引き受けようとしないうほうがよい。このような制度では対象にならないけれども、地域として重要な樹木であれば、先ほどの基金のようなものを使って保存していけるなど、いろいろな選択肢を持っておいた方がよいのではないか。日常管理については、市は行わないけれども、助言をすとか、手引きをつくるなど、そういったサポートが行政としてやれることではないかと思う。

G 委員：保存樹を診断することが多いが、診断していれば危険性がわかるが、しなければ、わからないままに倒れたり、枝が落下したりといった危険が発生するので、所有者に理解してもらえよう行政から指導してもらいたい。

部会長：2,000本を市で今の制度で管理するというのが無理であれば、C委員から意見があったようにグレードをつけて、補助や管理を行うということがよいのではないか。

ほかに何かないか。

次に、資料5の中間取りまとめについてだが、資料1～4と連動しているので、皆さんに指摘してもらった点を修正し、これを私と事務局で文言等を反映させる。できあがったもので委員の皆さんにご報告するというところでよろしいか。

委員一同：異議なし。

部会長：そうすれば、そのような形で進める。何か他に気づいた点等あれば、事務局まで連絡していただきたい。他に質問や意見がなければ、本日の審議はここで終了とする。

以上